

足立区議会議員 伊藤 のぶゆき 様

足立区議会議員 33番 土屋 のりこ 印

一 般 質 問 通 告 書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいので、会議規則第59条第2項の規定により質問通告書を提出します。

記

行政区分	質問の要旨
<p>1 都市建設行政</p>	<p>1 アップデートの必要な区政マターについて</p> <p>社会の変化にあわせ、当区の在り方についても新しく改めていく必要があると考え、以下伺う。</p> <p>(1) 違法段差解消プレートの解消のために</p> <p>5月12日、個人宅に設置された段差解消プレートで区民の方が転倒し、けがを負う事故があった。治療に10日、仕事も5日休まざるを得なかったという。6月4日にはテレビ朝日で「段差解消プレートの道路設置は『違法』自治体が撤去呼びかけ」と、世田谷区の取り組み紹介や死亡事故を引き起こす恐れのある事等注意喚起されている。当区でも至急あり方を改めるべきと考え、以下伺う。</p> <p>①当該事故について、区民の方から区へ対策を講じて欲しいと求めがあるが、違法状態は解消されたのかどうか。</p> <p>区内において、同様な違法状態の段差解消プレート等設置は何件あるか、また、占用許可を得ているものは何件あるか。区はどう把握しているか。</p> <p>②6月6日区民の方が現認したところ、東綾瀬区民事務所前、梅田住区センター児童館前、中央南地域集会所前等の公共施設にも段差解消プレート等が道路上に設置されていた。道路上に設置した段差解消プレート等によって転倒し怪我をさせた場合、民事責任を問われ不法行為に基づく損害賠償義務が生じる場合もある。まず、区自身がこれらの適法性を確認すべきと思うがどうか。</p> <p>③区は区道に関して道路管理者の立場だ。区は管理責任を自覚し、道路の安全確保・安全維持に努めるべきだ。他にも区施設において、同様の事例がないか調査し、改善すべきと考えるがどうか。</p>
	<p>6月16日 午前・午後 8時30分受付 質問時間 20分</p>

行政区分	質問の要旨
2 教育指導行政	<p>④区内において公民問わず、違法性を認識することなく段差解消プレート等が大量に設置されている状況は決して安心安全な街であるとは言えない。転倒事故からの死亡事故も他市で過去に起こっている。</p> <p>段差解消プレート設置について違法と認識せず設置しているケースや違法と知りながら自己の利便性のために設置しているケース、様々あるかと思われる。区はホームページで周知等というが、現在の対応では不十分であると言わざるを得ない。区は道路管理者責任を毅然と果たすために、区内で違法状態であるケースに対し放置するリスクを正しく理解を図り、当事者としての社会的責任を自覚した行動へと導くアプローチを行うべきだが、具体的に何を行うか。また、違法状態と知りながら是正しないケースに対し、コンプライアンスの徹底と規範意識の向上を強く促し、正しい行動へ導いてほしいが、具体的に何を行うか。</p> <p>⑤個人では、切り下げ等について費用面から改善が厳しいのであれば、切り下げ工事に対する補助創設など、区が道路管理者責任を果たされるよう求めるが区の見解はどうか。</p> <p>(2) オール・インクルーシブへのアップデートについて</p> <p>中教審では昨年 10 月より特別支援教育についてのワーキンググループ (WG) が開催されており「障害者の権利に関する条約」第 24 条に基づくインクルーシブ教育システムの再構築が議論されている。「個別のニーズに応じた専門的な学びの場の確保」から一歩進め「通常の学級をベースとしたインクルーシブ教育システムの構築」や「不登校・日本語指導が必要な子どもも含めた包括的な多様性への対応」＝オール・インクルーシブへと舵を切っていく、重要な局面を迎えているが、当区ではこの国の変化を受け、区の教育振興ビジョン等をどう最新の状態へ更新していくか、以下伺う。</p> <p>①中教審 WG のとりまとめ骨子案では、これまでの特別支援教育の枠組みを超え、多様な背景を持つ子どもたちが共に学ぶ「オール・インクルーシブ」の視点が強調されている。区はこの国の方針転換をどのように認識しているか。</p> <p>②通常の学級をベースとしたインクルーシブ教育を進めるには、担任のスキル頼みではなく、学校全体の組織的な対応が不可欠だ。現在、足立区の小中学校における特別支援教育コーディネーターや支援員の配置状況、およびその機能の有効化に向けた課題をどう捉えているか。</p>

行政区分	質問の要旨
<p>3 子ども家庭行政</p>	<p>③骨子案で求められている「通常の学級における柔軟な指導体制の構築」に向け、国や都の加配定数を最大限活用するための具体的なアプローチはどうか。</p> <p>④今後、区内で学校の統合や校舎の改築・大規模改修が行われる際、ハード面における、ユニバーサルデザイン、カームダウン・クールダウンスペースの設置に加え、ソフト面として通常学級と特別支援学級の配置の工夫、合同授業の日常化等で「オール・インクルーシブ推進のモデル校」を戦略的に設置していく考えはないか。</p> <p>(3) 国際基準を踏まえ包括的性教育へと更新していくことについて</p> <p>民間保育園等での先進的な包括的性教育（CSE）の事例—プライベートゾーンの尊重、同意の概念、自己決定権の育成などの先進的な取り組みをみると、自治体が運営する公立園や地域の就学前施設における CSE への取り組みが、国際基準からみて後れを取っているのではないかと危惧する。CSE は子どもの人権であり、守られる権利・生きる権利を教えるライフスキルであり、区としても取り組みをアップデートする必要があると考えるが、以下同う。</p> <p>①ユネスコのガイダンスでは、5歳～8歳の第1段階から「人間の身体の尊厳」「境界線（バウンダリー）」「同意」「多様性」を学ぶよう定めている。区内の民間園でもすでに、自分の身体は自分のものであるという自己決定権を育む包括的性教育が実践されている。一方で、区立保育園をはじめとする就学前の公立施設における現状の「性に関する指導」は、身体の清潔指導や着替えのルールに留まっており、国際基準や民間の先進事例と比較して、指導の幅や深さに大きなギャップ、立ち遅れがあるのではないか。区の現状認識を伺う。</p> <p>②幼児期における包括的性教育は、性被害や児童虐待から子ども自身が身を守るための「安全教育」そのものだ。「水着で隠れる部分は自分だけの、他人に触らせない場所であり、他人をみだりに見たり触ったりしてはならない」こと、「嫌な時は嫌と言っていい、大人に助けを求めていい」ことを教えることは、子どもの命と人権を守る防犯対策だ。これを公立保育園でも体系的に導入することは、区が掲げる児童虐待防止や子どもの権利の尊重に資すると考えるが、見解を求める。</p> <p>③同じ足立区内の保育園でも、子どもたちが自分の心と体を守るスキルを学べるかどうか格差がある状況はいかかなものか。学校教育では学習指導要領の</p>

行政区分	質問の要旨
4 地域のちから 推進行政	<p>「はどめ規定」があるが、そうではない、自治体の裁量で先進的な取り組みをおこなえる就学前施設において、ユネスコのガイドラインを参考にした「仮称・足立区就学前における包括的性教育ガイドライン」を策定することや、保育士向けの研修の実施、モデル園を指定して民間園を模倣したプログラム導入など試験的な導入・検証をおこなってほしいと求めるが、区の考えはどうか。</p> <p>(4) 本と触れ合える街づくりへのアップデート</p> <p>これまで「本と触れ合える街づくりを進めて欲しい」と求めてきたが、区は「イベントやトークイベントをまず」とのことだった。トークイベントも開催が進んできたところで、実際にどう街中に「本と触れ合える場」を創出していくのか、具体的な検討へ改善・向上が必要と考え、伺う。</p> <p>①予算特別委員会で私の質疑に対し区長から「ひとはこ図書館のイベントの街の中での開催」「違うものを買った時に本を手にとっていただける、点を線にしていったり」「色々なことを仕掛けていきたい」と答弁を受けた。この点に関して区の検討状況はどうか。</p> <p>②宇部市の西日本最大級といわれる「まちライブラリー@ゆめタウン宇部」や佐賀市の民設図書館や本のカフェ、NPO が運営する子ども本屋など、視察をおこなってきたが、街の回遊性を高める点でも街づくりに資する効果が高いと感じた。例えばそういった「本と触れ合える街づくり」に資する活動に対する補助事業を創設するなど、区が主導しておこないつつ、民間の「やりたい」を盛り上げていくような工夫もおこなってはどうか。</p> <p>③区内に開業する商業施設の中に、まちライブラリーを誘致し、宇部市のように区の委託事業として1か所まずは規模の大きい「本と触れ合える場」をつくって欲しいと求めるがどうか。</p>
5 福祉行政	<p>(5) 尊厳ある介護を守っていくために</p> <p>①2027年4月の次期介護報酬改定に向けた議論を踏まえた、区内介護事業所への緊急延命支援について伺う。</p> <p>前回の報酬改定において、訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、全国で過去最多の倒産・廃業が相次ぎ、地域雇用の崩壊と介護難民の発生が現実のものとなっている。この危機的な事態を受け、現在、国の社会保障審議会等では、次期改定に向けて訪問介護の基本報酬の大幅な引き上げや、経営の安定化に向けた「定額報酬制」の導入など、これまでの政策の歪みを是正</p>

33番 土屋のりこ

行政区分

質問の要旨

する議論が本格化しているところだ。

国自身も現在の報酬水準では事業継続が不可能であることを認め、方向転換せざるを得ない状況にあるということだ。

しかし、次期改定が実施されるのは来年4月だ。今、現場の居宅介護支援や訪問介護の事業所は、物価高騰と人手不足、そして不当に低い報酬の三重苦の中で、毎月血を流しながら運営を続けている。「来年4月まで持たない」「今年度中に畳むしかない」という悲痛な声が私の元にも届いている。

国が来年4月に制度を改めるとしても、それまでの残り約1年間、区内の事業所が持ちこたえられなければ何の意味もない。事業所が一度潰れ、ヘルパーが地域から離職してしまえば、足立区の介護インフラは元に戻らない。

区はこれまで「改定を無かったことにすることはできない」という趣旨のことをいって支援を拒んできたが、国自身がその制度の限界を認めた今、もはや通用しない論理だ。国が動くまでの「最後の1年」を繋ぎ、区民の在宅介護生活を守るための緊急避難的措置として、品川区などの先進例を参考に、区独自の「事業所安定運営支援金」や「差額補填」をただちに打つべきと考えるが、区の明確な決断を求める。

②次に、来年2027年4月からスタートする「第10期足立区介護保険事業計画」における、高齢者の介護保険料について伺う。

当区では、前回第9期計画の改定において、保険料の基準月額を6,760円から6,750円へと引き下げる、意義のある負担軽減策が実施された。物価高騰に苦しむ区内の高齢者・年金生活者にとって、このマイナス改定が生活の支えともなった。

しかし、来年4月からの第10期改定を控え、全国的には高齢化の進展や介護費用の増大を理由に、再び大幅な値上げを画策する動きが見られる。当区の高齢者の生活実態を見れば、長引く物価高は一向に収まっておらず、ここで再び保険料が値上げに転じるようなことがあれば、生活は一層厳しさを増す。前回の引き下げ努力を無に帰してはならない。

第一に、次期改定において、区民の生活を守るために「現在の基準額からの値上げは絶対にさせない、さらなる引き下げを目指す」という強い決意を区としてお持ちか、認識を伺う。

第二に、それを実現するための財源について。現在、足立区の介護保険給付準備基金の残高はいくらあり、次期改定に向けて、この基金をどれだけ投入して保険料の上昇を抑制する計画か、具体的な見通しを伺う。

行政区分	質問の要旨
6 学校運営行政	<p>(6) 学校適正配置が地域コミュニティおよび子どもの育つ環境に及ぼす影響について区の認識のアップデートが必要なこと</p> <p>①地域社会の持続可能性＝公共の撤退について、伺う。</p> <p>学校は地域住民が集い、つながりを育む「地域のコモンズ＝共同の財産」として機能してきた。しかし、効率性や適正規模のみを重視して機械的に学校統廃合を進めることは、該当地域のアイデンティティを奪い、現役子育て世代の転入抑制やさらなる人口減少を加速させる「呼び水」になりかねないとする。立教大学津富宏教授や他自治体の研究でも、学校の撤退が地域社会の縮小を決定づける危機感が示されている。区は、学校の適正配置が「教育環境の整備」にとどまらず、「街づくりの衰退」を招くリスクについて、どのように認識し、どのような地域コミュニティ維持の対策を講じるつもりか。</p> <p>②小規模校のもつ福祉的・教育的価値について、伺う。</p> <p>区のガイドラインでは、一定の集団規模の確保が強調されているが、一方で小規模校には「すべての教職員が全児童の顔と名前を把握できる」「一人ひとりの変化に気づきやすく、いじめや不登校、家庭の課題に対して丁寧に伴走できる」という、極めて高い福祉的・教育的価値がある。特に足立区が掲げる「貧困の連鎖を断ち切る教育」や「孤立させない支援」を具現化する上で、この小規模なコミュニティが持つ安心感は大きな強みだ。規模の拡大によって、こうしたきめ細かなセーフティネットが薄まる懸念について、区教育委員会の見解を求める。</p> <p>③通学距離延伸に伴う子どもの負担と安全対策について、伺う。</p> <p>学校が統合されれば、一部の児童、特に小学校低学年にとって通学距離が大幅に伸びることになる。昨今の夏の記録的な猛暑による熱中症リスクや、交通安全上のリスク、そして通学自体が子どもたちの身体的・精神的負担となり、登校渋り等につながる懸念も住民から上がっている。単に「ガイドラインの範囲内(1,200m以内)」とするだけでなく、通学路の安全確保や児童の負担軽減に向けて、具体的にどのような実効性のあるソフト・ハード両面の支援を行うのか、明確な答弁を求める。</p> <p>2 弥生小学校の統廃合問題について</p> <p>昨年10月の文教委員会に報告された学校適正配置ガイドラインの資料によると、弥生小学校について「～改善策の検討が必要」と記されている。「改善</p>

行政区分

質 問 の 要 旨

策」とは何か区に伺うと「統合すること」との返答を得た。

地域的には中央本町エリアであり区庁舎も立地する足立区の中心部において、このような少子化が進んでいる事に驚くが、23区を見ても庁舎立地エリアにおいて少子・過疎化が進行するのは稀有な事態だ。そこで以下の対策について区の見解を伺う。

(1) 区の見解について

中央本町は区中心部であるにも関わらず、区域内小学校において将来的な統廃合の可能性が浮上するほど少子・過疎化が顕著であることについて区はどういう見解でいるか。

(2) 特色ある学校づくりについて

渋谷区松濤中学校では統廃合問題が浮上した際に、英語特色校化することで生徒数が増え、子どもたちの英語教育にも資し、現在は人気ある学校となっている。当区でも新たな施策展開を図る必要があると考え、以下伺う。

①適正配置ガイドライン資料で弥生小は「改善策の検討が必要」とあり、改善策とは何か担当課に問うたところ「統合」とのことだ。単なる「統合」という結果ありきではなく、少子化対策や教育の質向上などを本質に据えた「改善策」の検討を求めるが、区の見解はどうか。

②弥生小では数年後には1学年1学級となる予測だが、単学級は課題ではなく、それを逆手にとった先進的な少人数教育モデル校として特色校化を図る方向性は検討できないのか。

渋谷区松濤中では英語特色校化を進め生徒数も回復を果たしたとのことだ。さらに、来年度からは4つのテーマから各校がテーマを選定し、全中学校において特色校化をおこなう方針だ。渋谷区の取り組みを先進例として、当区においても将来的に人数的変化が予測される学校において教育委員会主導の元、モデル的に特色校化を検討するべきと考えるが、どうか。

③現在、弥生小学校区にある町会・自治会の組織率は平均48.2%であり、低い町会では20%程度のところもある。

弥生小学校区をはじめ、区内の町会・自治会組織率の低下が進む中、地域推薦枠（充て職）に頼った開かれた学校づくり協議会や学校運営協議会の委員選出は、多様な地域住民の声を反映できなくなっているのではないか。この現状に対する区の見解はどうか。

行政区分	質問の要旨
7 資産管理行政	<p>④渋谷区では、若い層の社会資源をうまく生かしながら学校づくりに成功していると聞く。</p> <p>当区でも、町会の負担を減らし、学校を本当の意味で開くために、町会外の若い力も必要であると考え。町会に属していなくても「我が子の通う学校を良くしたい」「自分のスキルを子どもたちのために生かしたい」と考える若年層や現役世代は少なくない。こうした隠れた社会資源を発掘し学校とマッチングするなど、町会等に属さない若年層等の社会資源を学校運営に活用することを提案するがどうか。</p> <p>⑤適正配置ガイドライン等に即して、将来的に人口の構造が変わる学校を対象に、新たな施策展開を図ってはどうか。区の見解はいかがか。</p> <p>(3) 子育て層に優しい街づくりの改善について</p> <p>中央本町地域等、区中央エリアにおいて少子・過疎化が急速に進行していることが明らかとなった。学校の魅力増進とあわせ、街づくりについても真の改善に資す対策の検討が必要と考え、以下伺う。</p> <p>①中央本町地域において街の構造が変化してきているが、街の将来像をプランニングすることが大事だと考える。何か、区の考えはあるか。</p> <p>②中心市街地活性化事業の成功事例の視察へ、宇部市と佐賀市へ行ってきた。コミュニティの再構築として未利用地・空地进行を地域コミュニティに開放し、地域住民が気軽に利用でき、憩える空間の創出がおこなわれていた。</p> <p>宇部市では、空地に住民皆で芝生をはり、コンテナを置き、大学と協定して学生がその運営に当り、子どもたちのナイトプール、大人のビアガーデン、夏祭りなどが行われたりしていた。</p> <p>佐賀市では、商工会議所等との連携で、近隣の雑貨屋さんや個性的なお店などと連携したフリマやマルシェ、地域図書館、クッキング教室の開催など、芝生広場やコンテナを活用したイベントが盛況だった。</p> <p>両市に共通するキーワードの一つが「未利用地等の暫定活用」だ。中央本町地域においても、区が所有する未利用地がある。未利用地を暫定的に活用し、ソフト面での事業を行って地域住民が憩えるような空間等の創出を求め、区の見解はどうか。</p> <p>③一時、消滅可能性都市と言われた豊島区へも視察に行ってきた。こちらは、中・小規模の公園活用を地域住民と共に進め、にぎわいある公園として再活性化に成功しているとのことだった。</p>

33番 土屋 のりこ

行政区分

質問の要旨

中央本町地域においても、管理が行き届いておらず、子どもたちが遊びにくい児童遊園等小さな公園がいくつか散見される。豊島区のように、小規模公園等を活用するソフト面での事業をおこない、地域住民が気軽に憩える空間の創出をおこなってほしいと考えるが、区の見解はどうか。